

令和 7 年度 宇美町一般廃棄物処理実施計画 福岡県 宇美町

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 条の 3 の規定並びに宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 7 条第 1 項により、宇美町一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1. 計画処理区域 宇美町全域

2. 計画処理量 一般廃棄物 年量 10,576 t
し尿、浄化槽汚泥 年量 3,944 kl

3. 処理に係る一般廃棄物の収集区分及び排出方法並びに処分方法等

(1)ごみ

①家庭系ごみ

種 類	収集回数	収集方法	処分方法	排出方法
もえるごみ	2 回／週	戸別収集	R D F 化処理	指定ごみ袋（ピンク色に黒文字） 大袋 1 枚 5 0 円 中袋 1 枚 3 0 円 小袋 1 枚 1 8 円
資源物① 古紙、古布類	1 回／週	戸別収集	資源化	十字にひもで結ぶ、中身の見える袋 （レジ袋可）、紙袋のどれでもよい。
資源物② 容器包装プラスチック	2 回／月	戸別収集	資源化	指定ごみ袋（透明に黒文字） 大袋 1 枚 1 5 円 小袋 1 枚 1 0 円
資源物③ 空き缶、空きびん	1 回／月	戸別収集	資源化	指定ごみ袋（透明に黒文字） 大袋 1 枚 1 5 円 小袋 1 枚 1 0 円
資源物④ ペットボトル	1 回／月	戸別収集	資源化	指定ごみ袋（透明に黒文字） 大袋 1 枚 1 5 円 小袋 1 枚 1 0 円
資源物⑤ 金属類	1 回／月	戸別収集	資源化	指定ごみ袋（透明に黒文字） 大袋 1 枚 1 5 円 小袋 1 枚 1 0 円
もえないごみ 陶器、ガラス類	1 回／月	戸別収集	埋立	指定ごみ袋（透明に赤文字） 大袋 1 枚 1 5 円 小袋 1 枚 1 0 円

粗大ごみ	不定期	戸別収集	資源化・埋立	指定粗大ごみシール（オレンジ色） 品物により 1枚又は2枚貼付 1枚 500円
多量粗大ごみ	不定期	戸別収集	資源化・埋立	指定粗大ごみシール（オレンジ色） 軽トラック1台につき10枚 1枚 500円
危険ごみ スプレー缶、蛍光灯、 電池、体温計	1回／週	拠点回収	資源化・埋立 有償処分	所定の排出場所に設置した危険ごみ専用回収ボックスに排出

○ごみの種類毎で適正に分別し、排出方法に従って夜9時（古紙、古布類は朝8時）までに決められた場所へ排出すること。

○多量ごみ（もえるごみ以外）は、自己搬入（役場環境課窓口で搬入申請時に搬入許可証を発行）又は町委託業者に依頼する。

○粗大ごみは、品物のサイズ（大きさ又は重さ）により1個につき500円又は1,000円若しくは軽トラック1台につき5,000円分の指定粗大ごみシールが必要。

◆収集できないごみ

危険物・毒物・薬品類	プロパンガスボンベ、灯油、ガソリン、消火器、農薬、薬品、除草剤、肥料、シンナー、ベンジン等
大型機具・機材類	自動車、バイク、農機具、農業用ハウス、農業用ビニール、ボイラー、温水器、電動機、流し台、チェーンソー、発電機等
車両・タイヤ・廃油類	タイヤ、廃油・廃液、バッテリー、塗料等
定家庭用機器 （家電リサイクル法）	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
その他	パソコン、仏壇、自動車部品、バイク部品、建築資材（風呂釜、洗面化粧台、石膏ボード、断熱材等）、ピアノ、エレクトーン、金庫、セメント、医療関係廃棄物、産業廃棄物等、アスファルト （※ガラス製障子、ふすま、コンクリート、ブロック、レンガ、石、土砂、瓦、煉瓦、タイル、ボウリングの玉）

○上記以外のごみで、町が処理できないごみも「収集できないごみ」とする。

○販売店（購入店）又は専門業者に処理を依頼する。

（※）を排出する場合は制限があるため、環境課へお問い合わせください。

②事業系ごみ

種 類	収集回数	収集方法	処分方法	排出方法
もえるごみ	2 回／週	戸別収集	R D F 化处理	指定ごみ袋（白色に黒文字） 大袋 1 枚 1 2 0 円
資源物① 古紙、古布類	1 回／週	戸別収集	資源化	十字にひもで結ぶ、中身の見える袋 （レジ袋可）、紙袋のどれでもよい。
資源物② 容器包装プラスチック	2 回／月	戸別収集	資源化	指定ごみ袋（透明に青文字） 大袋 1 枚 1 2 0 円
資源物③ 空き缶、空きびん	1 回／月	戸別収集	資源化	指定ごみ袋（透明に青文字） 大袋 1 枚 1 2 0 円
資源物④ ペットボトル	1 回／月	戸別収集	資源化	指定ごみ袋（透明に青文字） 大袋 1 枚 1 2 0 円
資源物⑤ 金属類	1 回／月	戸別収集	資源化	指定ごみ袋（透明に青文字） 大袋 1 枚 1 2 0 円
資源物⑥ 魚滓	不定期	戸別収集	資源化	再生輸送業の指定を受けた集荷業者による収集
もえないごみ 陶器、ガラス類	1 回／月	戸別収集	資源化・埋立	指定ごみ袋（透明に青文字） 大袋 1 枚 1 2 0 円

○事前に「事業系一般廃棄物処理申請書」の提出が必要。

○ごみの種類毎で適正に分別し、排出方法に従って夜 9 時（古紙、古布類は朝 8 時）までに決められた場所へ排出すること。

○臨時に出る多量ごみ（もえるごみ以外）は、自己搬入（役場環境課窓口で搬入申請時に搬入許可証を発行）を行うこと。

◆収集できないごみ

危険物・毒物・薬品類	プロパンガスボンベ、灯油、ガソリン、消火器、薬品、農薬、除草剤、肥料、シンナー、ベンジン等
大型機具・機材類	自動車、バイク、農機具、農業用ハウス、農業用ビニール、ボイラー、温水器、電動機、流し台、チェンソー、発電機等
タイヤ・廃油類	タイヤ、廃油・廃液、バッテリー、塗料等
定家庭用機器 (家電リサイクル法)	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
その他	パソコン、仏壇、自動車部品、バイク部品、建築資材（風呂釜、洗面化粧台、建具、石膏ボード、断熱材等）、ピアノ、エレクトーン、電子ピアノ、電子オルガン、金庫、ふすま、コンクリート、ブロック、セメント、石、土砂、アスファルト、瓦、煉瓦、タイル、ボウリングの玉、医療関係廃棄物、産業廃棄物等

○上記以外のごみで、町が処理できないごみも「収集できないごみ」とする。

○販売店（購入店）又は専門業者に処理を依頼する。

(2) し尿及び浄化槽汚泥

種 類	収集方法	処分方法	備 考
し 尿	原則として 月 1 回収集	宇美志免浄化 センターにて処理	1. 浄化槽の設置届を所管の保健福祉環境事務所へ提出する。 2. 浄化槽設置者は、放流水について水質検査をしなければならない。 3. 毎年 1 回以上、町長の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼して清掃を行わなければならない。
浄化槽 汚 泥	浄化槽清掃業の許可業者が清掃時に収集		

(3) 雑排水処理槽残渣

自家処理するか、ごみとして処理する。

4. 宇美町が行う一般廃棄物の処分に関し、町長が指定する場所

(1) R D F 化処理施設

施設の名称	クリーンパークわかすぎ ごみ燃料化（R D F）施設
施設の所在地	福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉 7 7 9 - 1 8
委託先	須恵町外二ヶ町清掃施設組合
処理対象物	もえるごみ（燃やせるごみ）
処理方式	破碎機、磁選機、定量供給機、乾燥機、アルミ選別機、比重差選別機 粒度選別機、成形機、成形品冷却器
処理能力	1 7 7 t / 日（5 9 t × 3 系列）
1 日の稼働時間	1 6 h
施設竣工	平成 1 4 年 1 2 月一部竣工

(2) リサイクルセンター

施設の名称	宇美志免リサイクルセンター「エコル」
施設の所管	宇美町・志免町衛生施設組合
施設の所在地	福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘三丁目2番1号
処理対象物	資源物、もえないごみ（燃やせないごみ） ①ペットボトル ②容器包装プラスチック類 ③金属類 ④空き缶・空きびん ⑤陶器・ガラス・その他燃やせないごみ 粗大ごみ 危険ごみ（乾電池、廃蛍光灯、体温計等）
処理方式	①不燃ごみ・粗大ごみライン 手選別、破碎機、磁選機 ②ペットボトル・プラスチックライン 破袋機、手選別、圧縮梱包機 ③缶・びんライン 破袋機、手選別、磁選機、アルミ選別機、圧縮梱包機
処理能力	12t/日
1日の稼働時間	5h
選別後の処理	RDF化、資源化、埋立処分
運転管理体制	委託（宇美・志免環境管理㈱）
施設竣工	平成21年7月

(3) 埋立処理施設

施設の名称	宇美町衛生センター最終処分場（管理型一般廃棄物最終処分場）
施設の所在地	福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘三丁目地内
処理対象物	可燃ごみ処理残渣、不燃残渣、道路等清掃ごみ
埋立面積、容量	19,900m ² / 128,000m ³
埋立残容量	63,517m ³
処理方式	管理型 浸出水処理設備（生物処理＋高度処理）
運転管理体制	直営
施設竣工	平成5年3月（1期埋立部分）・平成27年3月（2期埋立部分）
埋立終了予定	令和27年度 5月

(4) 犬、猫等の死骸の火葬処理

委託先の名称	（有）動物環境センター
委託先の所在地	福岡県筑紫野市大字筑紫599-13

(5) 木屑等の処理

委託先の名称	中山リサイクル産業㈱
委託先の所在地	福岡県糟屋郡須恵町大字植木81-5

(6) し尿処理施設

施設の名称	宇美志免浄化センター
施設の所管	宇美町・志免町衛生施設組合
施設の所在地	福岡県糟屋郡志免町大字吉原443番地
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋汚泥堆肥化装置
処理能力	70k1／日（し尿：50k1／日 浄化槽汚泥：20k1／日）
運転管理体制	委託（（有）エコクリーン）
施設竣工	平成13年3月

(7) 魚滓の処理

委託先の名称	南国興産(株)
委託先の所在地	宮崎県都城市高城町有水1941番地

5. 一般廃棄物の収集・運搬及び浄化槽の清掃を業として行う者

(1) 収集及び運搬（委託・許可業者）

種 類	委託・許可業者名	収 集 区 域
もえるごみ 容器包装プラスチック 空き缶、空きびん ペットボトル 金属類 もえないごみ 粗大ごみ 危険ごみ	(有) 大場清掃 宇美町ゆりが丘三丁目 2番9号	黒穂・柳原・桜原・福博中央 上の原・障子岳・三原・神の手
		とびたけ一・とびたけ二・とびたけ三 宇美東・福博鎌倉・林崎・浦田・山ノ内
		炭焼三・原田下・原田中央 四王寺坂一・四王寺坂二・四王寺坂三
	(有) 三上清掃 宇美町ゆりが丘三丁目 2番10号	辻荒木・井野・平成 ひばりが丘一・ひばりが丘二・ひばりが丘三
		上宇美二・上宇美本通り・上河原・馬場・下宇美 早見・上宇美一・大名坂
		鎌倉・新成・原田上・明治町・仲山・四王寺 炭焼一・炭焼二・炭焼四・大谷・末広・貴船
古紙、古布類	(有) 山喜 宇美町原田一丁目 18番15号	町内全域
し 尿	(有) アメニティ宇美 宇美町原田三丁目 30番2号	町内全域
	(株) 柳原産業 宇美町障子岳南三丁目 4番12号	町内全域

※一般廃棄物収集運搬業の許可については、本町のごみ発生量に対し、既存の許可業者で適正かつ安定的に処理体制が整うことから、新規許可は行わない。

(2)再生輸送及び活用

種 類	指定業者名	所 在 地
魚 滓	福岡魚滓集荷共同組合	福岡市東区香住ヶ丘四丁目 42 番 7 号

(3)浄化槽の清掃

種 類	許可業者名	所 在 地
浄化槽の清掃	(有) アメニティ宇美	宇美町原田三丁目 30 番 2 号
	(株) 柳原産業	宇美町障子岳南三丁目 4 番 12 号

※浄化槽の清掃業の許可については、本町のし尿及び浄化槽汚泥の発生量に対し、既存の許可業者で適正かつ安定的に清掃体制が整うことから、新規許可は行わない。

6. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(一般廃棄物)

種 類	発生量及び処理量
可燃ごみ	7,396 t
不燃ごみ (陶器、ガラス類)	85 t
容器包装プラスチック	178 t
空き缶、空きびん類	286 t
ペットボトル	114 t
金属類	112 t
古紙、古布類	906 t
木屑等	627 t
粗大ごみ	160 t
その他 (直接搬入、不法投棄等)	28 t
清掃活動ごみ (混合ごみ)	194 t
魚滓	81 t
合 計	10,167 t

(し尿)

種 類	発生量及び処理量
し 尿	2,209 kℓ
浄化槽汚泥	1,798 kℓ
合 計	4,007 kℓ

7. 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) 生ごみ減量対策

- ① 家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理器（家庭用コンポスト）の購入費用の一部を補助する。
- ② ごみの分け方・出し方及びごみ減量・リサイクル等に関する啓発を、広報・ホームページ等で情報を発信し、ごみ減量意識の向上を図る。
- ③ 出前講座を推進し、ごみの減量等に関心を持ってもらい、ごみの分け方・出し方についての啓発を推進する。
- ④ マイバッグ運動を活用し、ごみ減量化・資源化を推進する。

(2) 再資源化対策

- ① 宇美志免リサイクルセンターを活用した環境教育と、啓発機能を活用した再生品使用拡大の啓発を実施する。
- ② 広報等を活用したマイバッグ、レジ袋対策の普及啓発を実施する。
- ③ いきいきリサイクル情報を活用した不用品の再使用の啓発を実施する。
- ④ 多量排出事業者には、ごみ減量化計画の策定を求め、減量化を推進する。
- ⑤ 関係機関や小売店と協力し、廃家電のリサイクルに関する啓発を推進する。

(3) 不法処理防止

- ① 広報等を活用した不法投棄対策の普及啓発及びパトロールの強化を図る。
- ② 法律で禁止されている野焼焼却を防止するため、関係機関と連携し、住民・事業者への啓発及び指導を強化する。

(4) 清掃活動

- ① 地域自治会やボランティア清掃等の自主的な美化運動を支援・促進する。
- ② ラブアースクリーンアップ等、町内清掃イベントを支援し、環境美化を推進する。

8. 生活排水対策の施策

(1) 浄化槽整備

- ① 公共下水道の事業計画に係る予定処理区域以外における合併処理浄化槽の効率的な整備を実施します。
- ② 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を推進します。

(2) 啓発

- ① 生活排水処理の重要性や利用の促進のため、広報・啓発用のチラシ、ホームページ、SNS 等を活用した情報発信を実施する。
また、水質汚濁防止や水環境の保全など、生活排水についての意識の高揚を図る。

- ② 下水道及び浄化槽を利用することによる環境保全や、発生源における水質保全対策について、広く情報を提供する。

9. その他事項

- (1) もえるごみの処理の須恵町外二ヶ町清掃施設組合との委託期間は、令和10年3月31日まで。
- (2) 須恵町外二ヶ町清掃施設組合から発生した不燃残渣は、宇美町衛生センター最終処分場に受入れる。
なお受入期間は、令和10年3月31日まで。
- (3) 宇美町・志免町衛生施設組合から発生した不燃残渣は、宇美町衛生センター最終処分場に受け入れる。なお受入期間は、令和16年3月31日まで。